

風連町・名寄市合併協議会  
第8回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年9月1日(水)午後6時  
会 場 名寄市民文化センター  
視聴覚室

1. 開 会

石王事務局長：皆さん、おばんでございます。

今日からいよいよ9月に入りました。今年の夏は大変暑い夏でありましたけれども、9月に入りましてから朝夕めっきりと涼しい風になってまいりました。本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第8回基本項目等検討小委員会を開催させていただきます。

尚、本日の委員会に名寄の委員で木賀委員、高橋委員が欠席でございます。風連町は富永委員が欠席ということで、ご報告を受けております。

また、名寄の山崎委員が30分程度遅れると今、連絡をいただいたところでございますが、委員の過半数が出席をしておりますので、本日の委員会は成立をしていることを、まずご報告をさせていただきたいと思っております。

委員長は会議の議長ということになっておりますので、以降につきましては福光委員長の方でよろしくお願いを致します。

2. 委員長挨拶

福光委員長：委員の皆さん、どうもご苦労さまでございます。

2週間ぶりということになるかと思いますが、これまで風連、名寄ともに住民説明会を行って、その間この委員会も休んでいたところでございますけれども、今日からは本当に住民に直接かかわりのある、極めて関心の高い項目について、協議をさせていただきたいと思っております。

皆さん方に議論をしていただきます項目につきましては、全部で27項目ほどありますが、できるだけスムーズに、しかも十分議論をしながら、できるだけ早く11月に行われるであろう住民説明会に間に合うような形で協議を進めていきたいと考えておりました、それぞれの項目について皆様方の合意をいただけるような、そんな取り組みにしていきたいと考えております。

これまでこの委員会は夜の6時から開催しておりましたけれども、果たして6時からの2時間半くらいの時間で、この残っている項目を終結することができるのかどうか、ちょっと私も不安になってきておりますが、時間と、それから回数を重ねて議論してまいりたいと考えております。またそれらの日程につきましては皆様方とご相談を申し上げながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

### 3. 議 事

福光委員長：それでは、早速協議事項に入ってまいりたいと思います。

資料の中で最後の方に、これまで23日から28日まで行われました住民説明会の報告という形で、どのような質問や意見が出たのかというのを文言化しておりますので、それは後ほど目を通していただいて、その住民の思いが何にあるのかということをご斟酌をいただければと思っております。

それでは、協議項目に入らせていただきますが、これまで議論をしてきた経過の中で、まだ積み残しをされた課題が幾つかございます。新市の名称あるいは事務所の位置につきましてもまだ決定をしておりません。これまで名寄市の委員側からは、新市の名称については名寄という名称を使わせていただきたいということを、風連町側の委員の皆様方に対してお願いをしてありましたけれども、結論に至るにはまだ早いと、十分議論をしてからでいいだろうというようなことで、そのことについては委員の皆様方の合意をいただいておりますけれども、これらの問題についても風連町の委員の皆さん方からは、何かお聞きしますと、今、協議をしているというようなことも聞いておりますので、今日のところはこのA-3新市の名称、A-4の事務所の位置につきましては、十分風連町さん側も名寄市側の要望に対して議論をしっかりといただいて、できるだけ早く合意を見るような、そんな形にできるようにお願いをして、今日のところは、このA-3、A-4のふたつの項目につきましては、継続ということにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。風連町さんの委員の皆様方から何かご意見があれば。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、継続ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、A-3、A-4の新市の名称、事務所の位置につきましては、継続ということにさせていただきたいと思っております。

それから、B-3の農業委員会の定数及び任期の取扱いでございますが、このことにつきましては両農業委員会で協議を進めているとお聞きをしております。若干この中に調整方針の例を載せておりますけれども、幹事長の方から、このことについて何か報告をすることがあれば、お聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

今幹事長：幹事長の今でございます。ご苦労さまでございます。

今、委員長の方からお話がありました協議項目のB-3農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございますけれども、ただいまお話がありましたとおり、農業委員会としての考え方はどうなのだとということで意見交換をしている最中ございまして、意見交換で一定程度話し合いが進行した段階で、更にこの場で協議をいただきたいと思っておりますので、まだ途中経過ということでご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

福光委員長：いま今幹事長の方から経過説明ありましたけれども、何かお尋ねをしたい、質問をしたいことがございましたら、お願いをしたいと思っておりますけれども、ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：協議中というふうなお話でございましたけれども、大体どのあたりの目処がつけられるのか、それがわかれば。

今幹事長：次回の小委員会、9月の中旬と聞いておりますので、そこらあたりには大体報告ができるのかなと考えていますが。

福光委員長：そうしますと9月中旬、9月の2回目の小委員会の際に、農業委員会の合意事項について報告があらうと思っておりますので、そのときに改めて農業委員会の定数或いは任期の問題につきまして協議をしたいと思っておりますので、継続させていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：次に、B-4の一般職の職員の身分の取扱い、このことについて議論をさせていただきたいと思っております。

事前に資料が配布され、一定程度目を通しておられると思いますが、どういったような一般職の職員の身分ということになるのか、皆さん方も既に資料を目を通してわかりだと思っておりますけれども、改めて若干事務局の方から説明をいただいて、それから議論をしていきたいと思っております。

中西事務局次長：事務局の中西です。

私の方から一般職の身分の取扱いについてということでございますが、7月29日に委員の皆さんの方にお諮りを始めたところございまして、この際、協議のポイント、それから内容についてご説明をさせていただきました。

ここでは前回お配りした資料の中で、身分の取扱いについては新市に引き継ぐ取り決めが必要であること、それから合併によりまして職員数が一時的に類似団体より増加してまいりますので、このことを受けまして定数適正化計画等を策定して定員管理を行うような取り決めをするような文言と、それから給与や任免などについて公正に取り扱う必要がございますので、それを文言の中に織り込むという考え方でございます。

それで、今日お配りしました資料の中に西東京市の例でございまして、一般職の身分の取扱いということで調整方針の例を載せておりますので、ご参考にいただければと考えております。

事務局としては以上でございます。

福光委員長：7月29日の小委員会の基本項目等検討委員会で、皆様方にお配りをし

ました協議第1号というこの書類ですね。これに協議のポイントというものが3点ほど記してございます。これを基に意見を出していただきながら合意を見たいと思っております。いわゆる人事の問題でございますので、私どもとしてはなかなか足を踏み入れることができない部分があるかと思えますけれども、この協議のポイントの3点について確認をするということで進めたいと考えておりますが、皆様方の方から、この3点の協議のポイントについて何か事務局に対する質問或いは意見などありましたらお伺いをしたいと思えます。

7月29日にお配りしました資料は、西東京市ではこういうふうにやりましたよという事例を載せているだけです。よろしいですか。

職員は合併の前日をもって失職することになるため、合併後もすべて身分を引き継ぐ取り決めが必要であるということですね。特別職と同じように、職員も合併したとたんに新しいまちになるものですから、職員の身分が一時消えると。しかし、消えたままにしておくわけにいかないわけですから、新市に引き継ぐものとする私どもとしては決定しておかなければなりません。そのことについてお尋ねしたいことや意見があれば、お聞きしたいと思えますけれども。

はい、野本委員どうぞ。

野本委員：野本でございます。

2点ほどお尋ねをいたします。まず1点目ですけれども、風連、名寄ともども退職時の補充の考え方については30%前後という形で、多少の誤差があるようですけれども、一応試算がなされておりますし、それからの以前に出されました機構5部制であります。大まかには前回の基本構想の中の資料に基づいて一般行政職、特別行政職それから公営企業等も含めて、これらの現職の職務体制が職種に応じて5部にそれぞれ配分されるのが当然だと思うのですが、以前に幹事長も話されておりましたように、これは風連におきましても、単独のシミュレーションの中でもいろいろ行革のひとつのスキームを作っているわけで、この合併がスムーズに進んだとしても職員のスリム化については当然、行革の一環として取り組まなければならないということはお周知の事実です。それから過日の風連における住民懇談会の中でも、やはりすべからず合併そのものが行政改革という前提の中で、いかに効率的な少数精鋭のスリム化に基づいた住民サービスの実現に向けて、職員数のあるべき姿に対しても非常に厳しい住民の意見が出ているのも現実だと思います。

そこで、前段の退職者の補充率の調整の問題と機構の5部制に伴う職員の配分、まだそこまでは原案が行っていないと思えますけれども、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

福光委員長：事務局、幹事長どちらでも。  
事務局どうぞ。

中西事務局次長：事務局の中西ですが、2点にわたってご質問がございました。今、財政の方の計画と一緒につくっている中で、退職者の補充率につきまして検討を加えてい

るところでございます。

単独の場合につきまして、それぞれで30%というお話もございましたけれども、風連町と名寄市の合併後の補充率につきましては、退職者が複数の時は例えば6割ですとか、単数の場合には7割ですとか、そういうことで財政のシミュレーションを組み立てておりました、詳細についてはもう少しお時間をいただければと考えているところでございます。

機構の問題につきましてご質問がございましたけれども、この一般職の部分につきましては、合併後においても、その身分をつないでいただくということをお願いしたいと思っております、このことは機構そのものの議論ではなくて、退職者を一旦つないだ後に、その後どういうふうにそれらの方々を配置していかなければならないかという基本的な考え方をというふうに事務局としては考えております。

従いまして、機構の問題とこの一般職の身分の取扱いについては、分けて考えなければならないと思っております。

福光委員長：野本委員、よろしゅうございますか。はい。  
他に発言ございますか。  
斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：名寄の斉藤です。

前回出されました資料で、それぞれの町と市の職員の数というのが出されているわけがあります。

それで、今回の合併のひとつの大きなファクターに行革、人を減らすということを求める、こういう動きが国にはあるのですが、過半からの論議の中で、合併することによって寂れる、或いは住民サービスが薄くなると、こういうことは避けてもらいたいと、こういう意向が特に風連などのお話を伺っているとあるように私は受けとめているのですけれども、そういう点では単なる行革で人を減らすというのではなくて、住民サービスを確保する、そういうひとつの大きなファクターに職員の位置づけというのもあると考えております。

そういう点では、論議の課程の中では、例えば風連町の職員は現在169名、名寄市は782名と、表では出ておりますけれども、住民サービスを確保していくという面では、こういう人数を確保して進んでいくというスタンスなのか、それとも前段の説明のように、合併をすると類似団体よりは当面は職員数が多いので職員はどんどん減らしていくのだぞというふうに聞こえるのですけれども、その辺の詰めた論議というのはどういうふうにしていくのか、この機会にお知らせをいただきたいと思います。

福光委員長：今幹事長。

今幹事長：幹事長の今です。

いま機構の問題あるいは職員の定数の問題についてお話がありました。特に定数の問題につきましては先程、事務局から話があったとおり、財政計画とあわせて考えていかなければ

ればならないということはもちろんでございますので、年度ごとの退職者によって、それからそれをどう補充していくかと。先程、補充率の話も出ましたけれども、そのような方向でいきますと100%補充ということには相ならないと考えております。

と言いますのは、どうしても合併しますと、特に管理部門では合併して一本化できる部分が相当ございますので、管理部門における職員の数というのは減少の傾向になっていくと、こういうふうに思います。サービス部門と言いますか、現場部門と言いますか、そういったところでも、ある意味ではその中での管理をする部門というのは、これまたふくそうしますので減少できるのではないかとということで今、想定をしております。

具体的にどういう機構をつかって、どういう部分がスリム化できるのかと、こういう議論はまだしておりませんが、共通認識といたしまして管理部門におけるスリム化というのは、これは当然しなければならないと、可能だと考えております。

以上です。

福光委員長：はい、斉藤委員。

斉藤委員：住民説明などでも、いま幹事長が言ったように、具体的にはどうなのだろうというのが11月、12月の住民説明会では、これは必ず出てくるのではないのかと、また私はそのようなことについては、明らかにしておく必要があるのではなかろうかと。

すなわち、ここに出ておりますが先程言いましたように職員数が、どのように変動していくのか、例えば既に、それぞれの町と市では何年に何名退職するかという、そういう数字というのはつかんでいるわけでありまして、それに対応して、どういうふうな形にしていくのか。

それぞれ町にいた職員数がどういうふうになっていくのかというのが大きな課題だと思っておりますので、私はやはり住民サービスの面を一定確保するのだとしたら退職でこういうふうになっていくので100%補充はしないというファジーな対応でいいのかと、或いはまた財政状況の中でこういうふうにしていかざるを得ないのですというような、そういうような論議というのは当然やられていると思いますし、やはり住民に明らかにしておく必要があるのではないかと考えるものですから、その点は再度お答えいただきたいと思っております。

福光委員長：はい、今幹事長。ちょっと幹事長という立場もありますけれども、委員という立場で、そのあたりのところも踏み込んで結構です。

今幹事長：今お話がありました住民の皆さん方に合併した場合、特に職員の体制がこうなりますよと、こういうようなことと、サービスのあり方はこうありますよということとは非常に密接不可分でございますので、その辺ははっきりさせなければならぬだろうと思っております。ご指摘のあったとおり11月後半からの説明会には、サービスのありよう職員体制について、はっきり打ち出していく必要があると考えております。

ただ、御存じのとおり退職者がそれぞれの年によって人数が違うものですから、それに対応してどういうふうな体制をつかっていくかということについては、少し細かい議論が

必要になってまいりまして、それはこれから検討させていただきたいと。いずれにしても今回の住民説明会でも求められましたけれども、なるべく具体的な、なるべくわかりやすい案を示していただきたいということに答えていきたいと思っております。

福光委員長：よろしいですか。はい。

はい、どうぞ野本委員。

野本委員：野本ですけれども、ちょっとB-4には一部なじまないかもしれませんが、現時点で非常に風連町の町民の方々も、2年後に改革を迎えます名寄の4大化の關係に非常に関心を持ってございます。

そこで、この一般職の現在の名寄短期大学の職員体制、教職員も含めた体制の現状をちょっとお知らせいただきたいのと、加えて今後の4大化に伴う新たな事業取り組みの中で、施設などもろもろも含めて、また学生数も聞くところによりますと、大学3部、短大1部ということで相当の生徒数の入学を想定しているようでございますから、加えて職員体制も現時点でどのような考え方で、現体制の何十%増程度想定されているのか、現時点の考え方を、もし知り得る範囲で結構でございますからお知らせいただきたいと。

福光委員長：今の野本委員の発言については、短大の4大化ということについて、この議題とちょっと違うかもしれませんが、ただ職員の定数あるいは数の問題ということについていけば極めて関心のあるところだと思いますので、そのあたりのところの数、或いは現数、それから、あと4大化にしたら何名増えるのかと、そういうようなことも含めてご答弁をお願いいたします。

今幹事長：幹事長、今ですが、現在の計画でいきますと、短大の教員数は41名であります。4年制大学になりますと、あと26名増やすと、こういう計画を持っております。

更にまた事務職でありますけれども、事務局は現状10名ですが、それを12～13人ということで計画を練っているところであります。

福光委員長：よろしいですか。

今の野本委員の発言ですけれども、これからの合併していく両市町ということでいけば、風連町さんも極めて関心の高い新たな事業だというふうに思っておりますので、そうした短大の4大化計画も含めてですけれども、職員数の問題、それらも含めて資料として風連の委員、名寄の委員、さまざまな形で目にしておりますけれども、一度そうした資料を提供していただくということを、事務局の方をお願いをしたいと思っております。

4大化の事業の問題については、これは新市建設計画の堀江委員長ともちょっと今日お話をさせていただきまして、新市建設計画の方でも若干取り上げて議論する必要があるのではないかと。或いは説明ももらう必要があるのではないのかという意見がありましたので、その取り組みもさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

それで、ほかに質問やご意見あれば、お聞かせいただきたいと思っておりますけれども、職員

の問題について一定程度、首長の権能と言いますか権限ということになりますが、ただ問題は、この2番目でございます新市において新たな定数を定める必要があるけれども、小委員会として定数の削減に向けた意見を付すかどうかと、この小委員会としての集約が必要かと思うのですけれども、もし新市の首長にすべてを委ねるといふのであればよろしいのですけれども、意見を付すかどうか、そのことについてのご意見、或いは付すべきだとしたら、どのような意見を付すのかということも議論をさせていただきたいと思いませんけれども。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤です。

今、意見を付すかという部分について、ちょっと発言をさせていただきますが、先程来、名寄市、風連町において住民説明会が開催されたということで、その中にやはり職員については、更なる効率的な少数制でというような意見もあったかというふうに思っておりますが、その中で退職者の補充についてのあり方と合わせて、両自治体でも従来議論されてきております民間委託あるいはNPOの活動等について、そういった協議を重ねながら、更に職員を民間と比較してという部分が、必ず最近はどういう場でも出てきております。

ですから、そういった住民の考え方、要望に対して明確な新市としてのあり方を、やはり示していくべきだと思います。具体的には今言ったように、効率的な民営化、或いは民営委託、或いはNPOの活用ということで、更なる職員のスリム化或いは効率的な職員体制のあり方というのを目指すべきだと考えております。

以上です。

福光委員長：佐藤委員から職員のスリム化或いは委託、NPO法人の活用と、そういったようなことも意見を付すということで理解してよろしいですか。

他に発言ございますか。

斉藤委員どうぞ、はい。

斉藤委員：名寄の斉藤ですが、ただいま佐藤委員の方からご発言がありましたが、スリム化の関係あるいは民間委託の関係で言いますと、名寄市の特別養護老人ホームは、事業団委託という形でずっとやってまいりました。風連の特別養護老人ホームにつきましては、町職員という身分と伺っているのですが、それは事実ですか。

事実だとすればそれらについては新市に移行するに当たって、条件づけするというのは如何かと思うのですが、逆に新市の中で特に身分の問題などについては、法の下で労使との協議を行いそのような経過を踏まえてはならないが、あえて今回そこまで入るべきではないと。そういう気がいたしますが、如何でしょうか。

福光委員長：佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤です。



個別の項目について拾っていくと確かにそういうことも、出てくるかと思いますが、今これからそういったことについてもこの協議会或いは新市の中において当然議論されてくるわけですから、今はトータルとしてそういう方向に持っていくべきだと、新市のあり方としてそういうものも活用しながら、新しい職員としてのあり方を追求するという意味で私は発言をさせていただいて、個別の問題についてはまた別途、当然協議されるべきだと思っております。

名寄市、風連町それぞれの項目においては、当然いろいろな形の違いの中で自治体が運営されてきたわけですから、今それについて個別にコメントするということは、私はこの場では避けていきたいと思っております。

以上です。

福光委員長：今、斉藤委員、或いは佐藤委員との議論の中で特養の職員の問題がありましたけれども、これはまだこの後、具体的な議論の中である課題でございますので、そのときにまた話し合っていたいただきたいと思います。いずれにしても定数を定める必要があるのだが、その定数についての意見を付すかと、大きく考えたときの意見ということをつすかどうかということでございますので、個々の個別を取り上げてどうするのだというふうに言われても、なかなかお互いに変だろーと思っておりますので、そのあたり、もし意見を付す、今、佐藤委員の方から、そうした将来的にはNPOの活用も含めて、できるだけ市民と協働で行政を進めるということであれば、そういった委託ということも考えていくべきでないかという意見ですので、佐藤委員から出た意見について、そういった考え方で意見を付すかどうかということ、委員長として提案させていただきたいと思っておりますけれども。

はい、高見委員。

高見委員：名寄の高見ですけれども、今の議論で私理解をできる点は当然理解をしていきたいと思っております。今回のこの資料が西東京市なのかどこなのかはちょっと先程の説明では不明でしたけれども、私は今、委員長が申し上げるようなことでいけば、まさにこういう形での整理に、そう異論がないと思うのですよ。

つまり2市町村の一般職の職員はすべて新市の職員に引き継ぐものとする。新たな法人格ができるわけでありますから、当然引き継いでいくということと、2点目に書いてあります職員数については、新市において定数の適正化計画を策定して、定数管理の部分で適正化に努めるものとする。これは当然、定数の適正化計画を策定することになれば、具体的な作業として私が考えるところで申し上げますと、単に退職者の不補充の問題だけで本当に終わるのかと、そうではないと思うわけでありますよね。当然退職者の不補充をベースにしながら、サービスの低下を防いでいくことになれば、そういう面では余分な職員がいて今まであれこれしたというわけでなくて、先程、幹事長の方からもお話があったように、管理部門が集約のできる部分は集約をしていくけれども、もう一方でやっぱりサービスを落とさないで例えば総体の人件費を落としていくというようなことになれば、斉藤委員が言われているようなことも含めて検討課題の中に入れて、適正化計画を

私は策定されていかなければならないだろうし、そういう議論は、ある面当然として受け止めているわけです。

従って、先程来話がありましたように、適正化計画をやっぱりしっかり策定をして、そして整理をしていくと。これは今お話を申し上げましたように、具体的な策定が出てくると、また議論があるかもしれませんけれども、単に退職不補充の30%だとかアバウトな話でなくて、かなり積み上げをして計画をつくっていただかなければならないだろうし、具体的につくるべきだろうと思いますので、私は表現として、当小委員会の中で議論をして表現としてまとめるとすれば、新市において定員適正化計画を策定して定員管理の適正化に努めると、努めるべきだということを、しっかり意見としてつけることで理解が得られるのではないのかと考えますけれども、如何でしょうかね。

福光委員長：佐藤委員、そのあたりのところ、ございませんか。

佐藤委員：今、高見委員の方から総括的な意見が出されたわけですが、私もそういった方向で異論がありません。

ただ、求めるものは同じであるということで、そういう、より具体的に、よりわかりやすい表現であれば差し支えないと私は考えます。

以上です。

福光委員長：他に発言ございますか。

今幹事長、何か。

今幹事長：今、高見委員がおっしゃったことに尽きると思います。

それで、民間委託を進める、或いはNPOを活用していくというのは具体的でわかりやすいのでありますけれども、この場での取りまとめについては新しい市の執行者との関係もありますから、執行者にきちんと注文をつけるとすれば、定員の適正管理をしなさいと、こういうようなことで表現をするのが一番いいのではないかというふうに思っています。意味はおっしゃるとおりだというふうに思っております。

以上です。

福光委員長：職員数ですね、そのことについて今、これまで議論をさせていただいておりましたけれども、他に発言ございませんか。

はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員：ご意見を頂戴したのですが、もっと小さく見ていくと、職員の定数管理というのは、もっともっと深い奥があるのでないのかと、そう簡単なものではないと。職種は同じような職種だけれども、風連ではどういう扱いをしている、名寄ではどういう扱いをしているということで大きな差がある。それらをどうするかということを考えていった場合には、今言うようなことで甘く、ふわっとしたようことにはならないのではない

のかと、こう思うのですよ。

福光委員長：そのことについては、岡本委員が一定程度、この小委員会の中で明らかに意見としてつけるということを求めているということですか。

岡本委員：そこを考えているところですが、難しいなということで、なかなか口に出せないという部分があると思うのですね。

福光委員長：岡本委員の今のご意見ですが、確かに今、今幹事長の方から説明があったように、いわゆる首長の専権的な問題もありますので、この小委員会として先程、佐藤委員、斉藤委員それから高見委員から出された意見、お互いに発言する意味は同じだというふうに思いますし、岡本委員もそういう思いを持っているのだけれども、なかなか奥の深いものがあるのではないかという思いも持ちながら、しかしこの小委員会では今日の資料にもあるように定員適正化計画を策定しなさいと、そして定員管理の適正もしっかりとやってくれということに留めるといふふうにしては如何かと思えますけれども、委員の皆さん、もしそのことで問題がなければ、そのように進めたいと思えますけれども、如何でございますか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、3番目の職員の任免、給与、その他身分の取扱い、これは合併特例法でも定められております。公正に処理するというので、このことについては今日の資料で、こうしたような文言になっておりますが、このことに若干皆さん方のご意見をお聞かせをいただきたいと思えますけれども、いわゆる合併協議会としての取り決め、そのものの取り組みが必要だということでございますので、はい、どうぞ斉藤委員。

斉藤委員：斉藤ですが、首長のひとつの執行権の範疇としてやるのですけれども、今日ここで何というのですか、注文づけるというか、大事だと思っているのは、どういう差があるのかと。そういうふうなものをこういうふう調整して、うまくいく方向を考えていますよというのを本来、私は事務局から示してもらった方がいいのではないのかと。

例えば、これで見ますと風連の課長と名寄の部長職の給与表の等級で言いますと、8級と7級ですか。そういうふうなのが具体的にあたり、あと小さな部分で少しずつ違ったりだとかいろいろあるものですから、またそれをここで一々言ってもあれだと思うものですから、ただ、そういう違いがあるよと、だけれども、それは今言う趣旨に則って、こういうふうな方向で行くのだという、そういう方向づけを私は事務局の方で、協議されていると思うので出していただければと思えますが。

福光委員長：斉藤委員の今のご意見で、そのあたりのところは事務局の方から、幹事長。

今幹事長：幹事長、今ですけれども、他市の例で恐縮でありますけれども、ここに挙げてありますとおり任用、つまり今、斉藤委員がおっしゃった給料の級であるとか、或いは職名であるとか、こういったものについては確かに名寄市と風連町の間で今、違いがありますので、これはどうしても同じ市になったら統一をしてしなければならないと考えております。

職名などの統一に伴って給料の格付が違ってくるなどということも出てきますので、これもまたきちっと調整をして、統一を図っていかねばならないと考えております。

具体的な方法等につきましては、まだこれからの議論でありますけれども、これはやり方としてはそんなに例がないわけでありまして、複雑でありますけれども、可能な限りの統一を図っていくということにさせていただきたいと思っております。

福光委員長：いま、今幹事長の方から説明ありましたことよろしゅうございますか。

他に発言ありますか。職員の任免については、これはもう首長のいわゆる専権でございますので、私どもがどうこう言うということではないと思っておりますが、今日の資料にあります職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図るということで、この任免あるいは身分の取扱いについては、こういうような文言で私どもとしては調整をさせて結論を出したいと思っております。

また、給与につきましては、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図ると。尚、現職について現給を保障すると。合併したから給与を下げることになるのか、ということになりますので、現給を保障するというお墨つきをこの小委員会でお出しなかなければならないのかと思っておりますけれども、このことについて幹事長の方から何かありますか。

今幹事長：ちょっといいですか。この意味は、地方公務員法の中で一定程度規制がありまして、何と申しますか、職員の給料の関係では、特に処分をして引き下げる。懲戒処分の時は引き下げると、これがひとつ取り決めとしてあるのです。それ以外については保障する、現在の給料を引き下げる理由がなければだめだということになります。

従って今、各地で行っております財政がどうしても立ち行かないので、例えば何%カットするであるとか、これらについてやはり職員と当局との間で申し合わせでやっているということでもあります。

それ以外については、懲戒処分による減給しかありませんので、そういう意味で合併をして懲戒処分をして減給をするということではなくて、現在の給料をそのままきちっと保障して調整を図っていくということが、ここで取り決めをされないと思っております。

福光委員長：いま、今幹事長の方から説明がありましたように、一定程度ここで取り決めをきちっとしておかなければならないということですので、現給を保障するという文言をきちっと入れるということで、各委員の皆さん方、合意をいただければと思っておりますけれども、現実には、今幹事長の方から説明のあったように、新市の労使でその

ことについては議論をして、住民の思いを受けとめたやり方をしなければならないということになるかと思うのですね。私どものところで、いや、もっと財政厳しくなるのだから引き下げておくべきだというような意見は、なかなか付せないのではないかと思いますね。如何にこの合併協議会の委員であっても、そのところは踏み込めない部分があるかと思えます。そのところをご理解いただきたいと思えます。

お諮りをさせていただきますけれども、一般職の職員の身分の取扱いについては、今日の資料にも載せてありますけれども、4項目にわたってこういった文言でこの委員会の結論をしたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：はい、それでは、決定をさせていただきます。一般職の職員の身分の取扱いについては、この4項目にわたっての文言で整理をさせていただきますと思えます。

次に、B - 6ですね、B - 6の地方税の取扱いについて入らせていただきたいと思えます。

これは非常に、いろいろと難しい問題がございますので、初めに事務局の方から説明をいただきながら、或いは数字も合わせて出していただきながら議論をしたいと思えますので、そのところ事務局の方、よろしく願います。

中西事務局次長：地方税の取扱いにつきましては、協定項目B - 6ということで、7月29日にお配りいたしました資料でございます。この中に4点ほど協議のポイントを載せておきまして、一部税率の違うものがございます。軽自動車税と法人市民税の均等割につきましては、名寄市は制限税率を使っております。

それから、統一に要する期間ということでございますが、法的には5年間の不均一課税も可能でございます。

それから、名寄市と風連町におきましては現在、納入月と、また回数に違いもございません。

それから、前回説明させていただきましたけれども、名寄市は都市計画税を課税しておりますけれども、風連町は都市計画税を賦課していない、こんな状況でございます。

実は、資料を実はつけております。そらちの説明を先にさせていただいてよろしゅうございますか。

福光委員長：はい。

中西事務局次長：では、得能参事の方から説明をさせていただきます。

得能事務局参事：事務局の得能です。

お手元の資料でページを打ってなくて大変申し訳ございませんが、4枚目の横長の表で、右上の方に軽自動車税と印字をした表をご覧いただきたいと思えます。

ここは違いのある軽自動車税につきまして、それぞれ風連町と名寄市の今年の年度当初

の、それぞれ台数とそれから税率について記載をいたしまして、台数に税率を掛けたものが税額ということで算出される税額という形になってございます。縦計が入っていないで大変申し訳ないのですが、風連町では現在台数の合計が4,027台、それから名寄市の台数の合計が6,541台ということになります。それぞれに現在の税率を掛けて軽自動車税として、1,100万、それから3,200万という税額が16年度の会計の中で調定をされて、今後も入ってくる一般市税ということで予定をされているところでございます。

右側のふたつの欄に、例えばこれは法的に決められた標準税率と、それからこれも法の許す範囲内での1.2倍の超過税率ということでございますから、例えば風連町の現在の税率を名寄市に合わせた場合、要するに税率が1.2倍になるわけでありましてけれども、その場合はそこに記載のとおり、税の算出額が1,332万3,000円ということで、税額の増加が216万2,000円という形になります。

一番右側の欄につきましては、逆に名寄市が風連町に合わせた場合、すなわち1.2倍の超過課税をやめて標準課税に戻した場合、その場合の税の算出というのが2,736万5,000円ということになりまして、この場合については現在の名寄市が予定をしている税額よりも532万3,000円減額になると、このような数字になりますので、その辺をお読み取りいただきたいと思っております。

それから、もう一枚めくっていただきまして、印刷の向きが反対で大変申し訳ございません。今度は同じく違いのある税率のふたつ目、法人市民税の均等割の比較であります。これも名寄市と風連町では標準税率か超過税率かということで、1.2倍の開きがあります。

ちなみに、この法人市民税の均等割というのは、資本金の額、或いは従業員の数、これらによって1号法人から9号法人まで、それぞれ定められているものでございます。先程と同じように、一番左側は風連町の現行の分で、16年度当初の計算額でございます。これも縦計が入っていないで申し訳ありませんが、法人数の合計は風連町が、事業所も含めますけれども75法人。それから、隣の名寄市が633法人ということになります。

ちなみに、この法人市民税の均等割につきましては、例えば本社が東京や札幌にあって、名寄とか風連に営業所がある場合、こういう場合も課税の対象になります。その場合は、資本金は本社の額を見ますが、従業員の数というのは、いわゆる事業所の、そこに何人配置をしているかということで人数を見て、この号数が決められるということでございます。

現在のところでは風連町の税額として調定を上げているものが622万円ということで、名寄市は1億5万6,000円という額になります。これも同じように、税率については法的なものがありますので、風連町の場合を超過税率である1.2倍までに引き上げた場合には、調定額が746万4,000円ということで、現行よりも124万4,000円増加になる。同じように、名寄市を風連町に合わせた場合、標準税率に戻した場合は8,338万円ということで1,667万6,000円、これは減額になってくるといって表になっております。

次のページをおめくりいただいて、またこれも反対になって申し訳ありませんが、現在、風連町と名寄市の両方に事業所、本社、支社があるような法人、こういう法人もございませぬ。それから、市町村合併を契機に組織の合併を予定しているところもございませぬ。ということで上の表は、事業所名のところはつぶしてありますけれども、風連町と名寄市に事

業所がそれぞれございまして、現在、両市町に法人市民税の均等割を納めていただいている企業ということで、それだけございます。当然これは名寄市と風連町が合併をいたしますと、納める自治体はひとつということになりますので、現在2カ所に納めているものが1カ所に納めればよいという形になります。それが例えば名寄市の税率に合わせておりますけれども、一番上の段でいけば風連町に9号法人として現在5万円を払っております。それから、名寄市に同じく9号法人として6万円を納めております。それが、今は11万円ということになりますが、合併後、同じ9号法人が、これは1カ所ということになりますから、例えば名寄市の税率に合わせるということであれば6万円ということで、5万円この事業所に関しては少なくなると、そんなふうな見方で以降、下もご覧いただきたいと思ひまして、現在掌握している法人だけで、これだけで大体名寄市の税率に合わせた場合ですが、114万円ほど現行よりも少なくなるといふ形になります。

同じように私どもが伺っておりますのは、これは名寄市と風連町が合併をした際には組織が統合されますよということで、予定でありますけれども、同じような見方で名寄市と風連町にそれぞれ法人市民税の均等割を納めていただいている事業所については、1カ所に納めればよくなるということで、これだけございます。

それから、合併後に統合される法人ということで、これは法的なものも含めて1カ所ではないといけないというような決めがございますので、それらの部分も含めまして16万2,000円減額なると、このような法人事業所も中にはあるということでご理解をいただきたいと思ひます。

地方税に関しては、以上でございます。

福光委員長：今、事務局の方から説明がありました。特に得能参事からは具体的な数字を資料として出して、どちらの自治体に合わせれば、どういったようなことになるのかということがおわかりになったと思ひます。このことについて、皆さんの方から質問があれば受けたいと思ひます。

この数字につきましては、今日初めて皆さん方のお手元にお配りをしましたので、非常に皆さん方の意見をまとめるというのは難しいのかなと思ひますけれども、この際ですので、こうした数字を見て、皆さん方が事務局に、或いは幹事長にお尋ねをして理解をしなければならぬといふのがあれば、お受けしたいと思ひますけれども。

7月29日にお配りをしました資料の協議第2号ですね、地方税の取扱いについての、いわゆる協議のポイントなのですが、今、皆さん方に資料をご覧になっていただいているように、一部の税率の違いをどう統一するのかということが私どもに課せられた課題であると思うのですが、何かお考えがあればお伺いをしたいと思ひますが。

はい、黒井委員どうぞ。

黒井委員：黒井ですけれども、軽自動車税、或いは法人税という中で、一般市民として考えると標準税率でやっていただいていると感じるわけですが、そういった中で新市における財政の負担といひますが、そういうのがどうなるのかということが重要になる。或いは、もしそういうことが問題となるのであれば、不均一課税はどんなような方法

のでできるのか、こちら辺もちょっとお知らせを願いたいと思うのですけれども。

福光委員長：事務局どうぞ。

中西事務局次長：先程、一部触れましたけれども、財政のシミュレーションにつきましては、9月の後半ぐらいまでに皆さんにお示しできるかなと考えておりました、その中で収入の中における税の部分についても、どのように見込むかということが一定程度お示しできるのかなと考えております。

調整方針案と言いますか、他の協議会がどのような調整方針で行っているかという部分では一部記載をしておりますけれども、その中で、もしも高い方に合わせるような場合につきましては不均一課税が可能だと考えておりますが、ただ国の交付税の状況等々から見まして、交付税が増えていくという状況には事務局としてもないと判断はしております。

不均一課税につきましては、最長で5年間でございます。

福光委員長：補足ありますか。ありませんか。

黒井委員、今の説明で。

黒井委員：はい、黒井です。

高い方に合わせてやる場合、不均一課税を採用、5年間ということなのですが、例えば財政的に低い方に合わせての不均一課税も、何年間で調整ということもあり得るのですか。

福光委員長：当然あると思うのですけれども、事務局の方、答弁お願いします。

今幹事長。

今幹事長：幹事長ですけれども、それはございます。不均一課税ですから両方違う課税ができると、こういう期間が5年ありますので、その間に一体感を出していくということになります。

福光委員長：よろしゅうございますか。

他に発言ございますか。

はい、中館委員どうぞ。

中館委員：中館でございます。

私も含めて、税金は安い方がいいですね。

ですから、やっぱり合併するときに町民に負担増をさせるような合併はすべきでないと、こう私は考えますので、安い税率でぜひ採用してほしいと思います。

福光委員長：今、中館委員から安い税率に合わせるというご意見がございました。他



に発言ございませんか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：名寄の斉藤です。

いみじくも今、中館委員の方から合併するひとつのメリットとして提起されたわけであります。

ただ、見れば、風連町さんは標準税率なものですから、私はこの際、名寄として見れば、合併をするわけですから、1.2倍の上乗せで計上した税を名寄市では徴収しているのですけれども、この際、風連と同じふうに合わせていくと、そういうふうな観点で当委員会は進めていってはどうかと。

やはり合併することによって、本来はこの後の税の問題もあるものですから、総合的な論議が必要だとは思いますが、しかしやはり市民から風連の方が税金が安いと、こういう声がちょこちょこ聞かれるのですが、実は調べていきますと、今言いました例えば都市計画税がかけられていないだとかあるものですから、こういう軽自動車税みたいなわずかなものでも、たまたま比較をする市民にしますと、やっぱり名寄は高いと、そういう声があるものですから、今、説明では名寄市が風連町に合わせた場合、532万3,000円ほど名寄市は税収が減るのですけれども、やっぱりこういうような合併に伴っての住民の願いに、期待に応えた、そういう側面もあるということをお知らせしては如何かと思うのであります。

福光委員長：岡本委員どうぞ。

岡本委員：目的を持って合併するわけで、そういった意味から言うと、中館さんがおっしゃったようなことが期待されるわけです。

ですけれども、行政効率を上げて市民にその効果を与えるわけですが、金は安くしたわ、ほかのサービスもいいわなんて、そう思ったようなわけにいかない。絶対この種のものでは増税になることを十分覚悟して、議論をしなければいけないと思うのですよ。最初から下げようなんていう気持ちはわからないわけではないけれども、できるだけ上げないということをお知らせしつつも、おそらく増税になるのではないのかなと思います。

福光委員長：中館委員どうぞ。

中館委員：税金のことだけで総体の予算を論議する、そういう論議、本当はならないのですよね。細かいところを積み上げて収入がこうだという論議でなければ、この税金の問題だけだったら上げていいのか、下げてという論議なのです。全体の流れを論議しないで下げる、上げるというのは、ちょっとおかしいと私は思うのですけれども、そういう提案でございますから、私の方から下げてくれというお話をしたのです。

ですから、例えば、経費が余計かかるので職員の給料下げなさいと、これひとつの論ですよ。その辺のところまで突っ込んだ論議をしないで、税金の問題だけとなると、なかなか

か論議は難しいような感じもします。

福光委員長：はい、野本委員どうぞ。

野本委員：野本ですけれども、同じような意見なのですが、これは今日の議題で地方税の取扱い、これは先程、事務局の中西さんの方から説明のあったとおり、それから以前の会議のときにも、それぞれ専門部会また分科会等で十分それなりの資料を、トータル的な資料を出してもらわなければ判断ができませんし、それから、これは名寄市にとっても風連町にとってもやっぱり自主財源ですから、この税率の低いところをとった場合、高いところをとった場合のトータルで、どのぐらいの歳入増なんていうことはまずない。

そういった自主財源のトータルの資料を、やっぱりぜひ事務局の方でつくっていただいて、仮に名寄側、風連側、どちらの低いところをとった場合、どのぐらいの歳入減になって、それならば結局、全体の新市の財政計画に影響が及ぼしますから、それでは歩み寄りの何%の増減でどうだというような形で、トータル的な資料が出てこない、個々の税目についてどうだ、こうだというのは非常に判断も難しいですし、これは先程、中館委員さんがおっしゃったとおり、これは非常に住民の関心も強く、社会状況も極めて疲弊している昨今でございますから、合併によって、それぞれ両市民に重税感が出るということは、これは合併効果では、一番わかりやすい問題ですから、各種料金の問題もそうですし、特に税なんていうのはもう直結生活に影響が即出ますので、これはやっぱりきちっと資料も出していただいて、これから協議会の広報等についても、先程の人事の問題と同じように、しかるべき新市の市長なり新市の議会の中でも当然、条例制定の問題も含めて、いろいろこの先の本格議論があるわけですから、一応この協議会としては目安として、こういった財政シミュレーションの中ではこっちをとった場合こうだと、これだけの財源的に増減が出るのだということがなければ、非常に判断がしづらいと私は思います。

福光委員長：今の野本委員のご意見ですけれども、事務局の方で今そうした野本委員の資料要望についてはどうですか。出すことができますか。

はい、今幹事長どうぞ。

今幹事長：今回お配りした資料について、先程説明させていただきました。軽自動車税と法人市民税だけが税率が違うということで、これを今、野本委員がおっしゃったように一定の試算をしてみますと、先程説明したとおり、標準税率に戻した場合には両市町で2,200万ぐらいの歳入が減少するということに相なります。

したがって、先程おっしゃったように、これだけ見れば、税だけ見ると、やっぱり安い方がいいという議論があると思いますけれども、財政全体を考えなければならない問題なのかなと思っております。

福光委員長：今、野本委員からの発言で、全体的な財政シミュレーションを出すのだけれども、その中で軽自動車税あるいは法人税だけでない他の自主財源と言いますか、あ

るだろうと思うのですけれども、それらも含めてのトータルなものがないとなかなかというふうなご意見だったと思うのですけれども。

今幹事長：その他の税について変化はございませんので、今回のこの2税について変化が出てくるということになりますから、財政シミュレーションに与える影響は、この2税の扱いなのです、はい。

従って、財政シミュレーションと一緒に議論ということであれば、またそれもひとつの方法かなと思っております。

福光委員長：はい、高見委員どうぞ。

高見委員：名寄の高見ですけれども、お話にありましたように、或いはこうした各論の議論に入る前も、小委員会での議論というか、合併協議会の議論の中では先程、話がありましたように、負担は低く、そしてサービスは高い方に合わすというのが、ある面原則というか、そういう期待感が非常に強いということについては、全体の委員の皆さん方、私も含めてですけれども、そう思うのであります。しかし、そういう形で整理ができるかどうかという部分になってくるのかなど。

ですから、ひとつは住民の皆さんから見ると、合併して例えばですけれども高い方、これは税の問題ばかりでなくて使用料なり、或いは補助金の問題等々含めて、個々の問題でやっぱり出てくると思うのですよね。税の問題は標準課税と制限税率を使っているのは、法人税とこの軽自動車の問題だということでありましてけれども、ですからそういう面では、現状でこの議論をしていくと、なかなか整理ができない部分が、私はあると思うし、嫌われた議論はしたくないという感じもありますけれども、しかしもう一点、委員会の論点の整理として、現状の両市町の状況がベストというか、ベターとして、それより低くなることは相ならないぞと、サービスについても、或いは負担についても。そういう論点に立って議論をしていくか、名寄も風連も含めて単独で行くということとか、財政シミュレーション、いろいろ見ていくと交付税に依存をしている状況の中で、交付税が削減をされていく状況の中で、どう両地域で合併をして守り発展をさせていくかという視点に立って議論をするかによって、私はかなり違う形になるのではないのか。

住民の皆さんには非常にわかりづらいことになるかもしれませんが、先程、岡本委員の方からも話がありましたように、安い方にだけ合わせた議論で、サービスは高い方という形だけで行けるのであればいいけれども、私は必ずしもそうならないのではないのかと。これはもう容易に想定ができるわけですよね。容易に想定できるというのは、交付税の依存率が名寄市だって40%、歳入に占める割合、風連は50%ぐらい、お互い4、50%で行っているわけですから、これが三位一体改革で削減をされて、もう平成16年度だけでも名寄でいえば4億円ぐらい削られるわけですから、そういう面で一定の考え方の整理をしていかなければ、これだけの議論をしていくと負担は安い方に合わせという議論に、今後なっていくのではないかと思うわけです。

従って、ある面で分科会なり前の資料で専門部会の調整方針が、こういう形で出ており

ますけれども、こういう方針というのは違いについて、やはり事務レベルでも一定のやっぱり見通しも含めて、私は何点かのありようを整理もしていただいて、それに基づくというとおかしいけれども、それに対するまた意見を各委員が議論をしていくと、こういうような整理をしていかなければ、安い方に合わすか、高い方に合わすかという、安い方に合わせという議論にしかならないわけですから、ちょっとそこら辺を、もうひとつ整理をしていただいて専門部会、つまり両市町の管理職を含めた議論あるいは一定の財政見通しも含めて議論をしていく、こういう中でふたつのパターンなり3つのパターンになるのか、ひとつのパターンしか出ないのかわかりませんが、そういう形をとっていただいたらいいのではないのでしょうか。

というのは、全体の財政計画で、この2,000万なり3,000万の議論が、そのぐらいなら、こっち削ったら出るのでないかという、これまた切りのない話なのです。できましたらそういうたたき台の整理をしていただいて、当委員会の中でさらに議論を深めると、こういう形にさせていただければ大変ありがたいと思うわけです。

福光委員長：これまでそれぞれのご意見が出されて、高見委員会は一定程度、専門部会の中でたたき台を出して、この小委員会に出してもらおうと。それを基にしながら、更に委員の皆さん方に議論をしていただくという考えが出されましたけれども、そのことについては事務局、幹事長の方では。

はい、中館さん。

中館委員：この問題は、やっぱり行政職員に論議させても、職員というのは一番金のかかるような結論しか出てきませんよ。今までの風連町からの論議からいっても。

ですから、やっぱり民間上がりで、ここでやっぱり相当論議をして、お互いの町民が納得できる線を見つけなかったら、何でも詰まったら各町村の職員に検討せよと言っても、職員なんかずるいのですよ、これ。そう簡単にあなた、うまいこと出してきませんよ。うまい文章は書けけれども、そう町民が納得するような文章では僕はないと、こんな感じがしますので、私の意見が通るか通らないかわかりませんが、できればこの委員会で検討したいと、こう考えます。

福光委員長：はい、高見委員どうぞ。

高見委員：中館委員のご意見はご意見として拝聴させていただきたいと思います。

ただ、中館委員のお話では、安い方に合わせと、こういう、いわば短絡的とは言いませんけれども、お話でいきますと、率直に申し上げて、私も安い方がいいと思うのですよ。これは原則です。

ただ、今後の議論の中で、例えば制限税率と今、名寄の場合は高い方とっているわけですから、これは標準に合わせという議論はいいと思うのですけれども、ここで数字の上で出ているように軽自動車について、例えば風連町の今の標準税率に合わせたときに、これ合併したらひとつのまちになるわけですから、530万円減額になる、或いは法人税の均

等割については、もう1,600万円出てくるわけですね。

ですから、先程来、野本委員の方からも話があったように、数少ない自主財源の中で、例えばこれを減らしたときに、それではどこかで増やす部分が出るかとか、もちろん歳出の削減問題は、職員の人件費の問題等々については定数管理その他含めて、これはしっかりと議論をしていかなければならないと思うのです。

ですけれども、そういうちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、安い方に合わすという短絡的な議論では、私は住民感情という一面は大きくある。しかし、合併協議会の議論の中で住民をある面、説得をしなければならぬというか、これは首長の執行の側もありますけれども、そういう部分も含めてこの議論をしていかなければ、きれいな議論だけで終わることができるかどうかという、私は危惧というか懸念を持っている。

ですから、私この際、職員の側に出せという話は、これは詰まったから出せという話ではなく。もう数字は見たらわかるわけですから。それを例えば不均一課税でやっていくのを5年間やっていくならやっていく結論を出したけれども、どっちに合わせるとしては、当委員会として結論を出すのかという部分も、単に安い方に合わせただけで本当に5年間行けるのかどうかと。2,000万違えば5年間で1億になるわけですから、そういうやっぱり見通しを、ひとつ立てた中で、私は一定の議論をしていかなければならないのではないのかということで、これ職員に任せるといような気持ちは全く私はありませんので、それは論議の素材としてという意味で求めようとしている部分でありまして、ご理解をいただければ。

福光委員長：はい、中館委員。

中館委員：はい、それは理解しました。

ただ、自立の問題は、風連町では何十年と、それで経営をしているのですね。

行政的なことは余りわかりませんが、やっぱり努力すればなるという感じを私は持っているのです。どこかでその減った分を削ったらできのではないかと、風連町は現実にはやっていますから、その辺、数が多い少ないはありまして、それは予算規模も大きいですから人口の多いところは。その努力をしてくれという意味も含めて、安い方がいいということで発言をさせていただいたので、多少の考えの言葉がきつかったかもしれませんが、その辺もご理解いただきたい、こう思います。

福光委員長：林委員どうぞ。

林委員：今いろいろ議論を聞いている中で、やっぱりここですぐどうのこうということではなくて、今までそれぞれの市、町が走ってきているわけですね。今、恐らく財政シミュレーション出しても、これに影響するような金額は出てこないのではないかなと思っております。当然そうだとすれば、現行の形で走って、その間で調整をしていくという考え方がなければ、ちょっとこの程度の金額であれば、今後どういうそれぞれの町というか、市の人事体制とるのかわかりませんが、当然風連の人が名寄へ来る人もいる

でしょうし、名寄の人が風連へ行く人もいるでしょう。そうすると、いわゆる交通費だけだつて莫大なもの、これまたかかってくるわけですよ、通勤費。そんなことまで積み上げができないと私は思っているのです。

そうだとすれば、当面、長年やってきたそれぞれの体制でとりあえずスタートすると。そして、その中で何年かかけて協議して調整をしていくという考え方でなければ、ちょっと難しいのではないかなと私は思います。

福光委員長：協議を始めてから1時間半たちましたので、ちょっとここで、今この問題について結論を急がないで10分ほど休憩をさせていただいて、それからまた再開をして、また議論をしたいと思います。40分まで休憩をさせていただきます。

(休憩)

福光委員長：B-6の地方税の取扱いについては、今さまざまに皆さんからご意見が出ました。住民の思いとすれば、税が上がることについての抵抗感があって、安きにつけるべきでないかというご意見あるいは、すべてを安きにつけて、それで財政的に成り立っていくのかという危惧もあるのだというご意見、最終的には5年間という猶予があるのだから、不均一課税で進んでいってはどうなのかというご意見がありました。それぞれ、皆さん方からご意見はあろうかと思えますけれども、この地方税の取扱いについては、今日は結論を出すということではなくて継続、次回に引き継ぎたいと委員長としては考えております。今日は午後から運営小委員会懇談会がございまして、柿川町長からもこうした地方税の取扱いの問題も含めて、財政にかかわる問題については一定程度たたき台を出した方がいいのではないかという意見がありました。

それで、先程、高見委員からもありましたように、専門部会の方からたたき台を出していただきながら、最終的にはこの小委員会で修正、或いはそうしたものを加えて、この小委員会で結論を出しますけれども、そうしたことも次回に出していただきながら議論をしたいと委員長としては考えておりますけれども、その取り計らいでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、地方税の取扱いについては、次回に引き継ぐということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、C-1の皆様方のお手元に今日お配りをしてあります特別職の身分の取扱いについて、議題としたいと思います。特別職の身分の取扱いについて、事務局の方から説明をいただきながら議論をしたいと思います。

中西事務局次長：特別職の身分の取扱いということでございまして、協定項目C-1ということになっております。7月15日に提案をさせていただいております。

論点といたしましては、任期と定数は法令の定めに従うことになりまして、報酬額につきましては、現行額を基準に調整していただいて統一することに基本的になろうかと思ひ

ます。その取扱いをご協議いただくということでございます。

それから、審議会、各種委員会の部分につきましても統合の方針や、継続して設置すべきものかどうかを協議いただくことを、この委員会で決めていただくこととなります。

それで、今日お配りいたしました資料の3ページになりますけれども、その他必要な協議項目C-1、特別職の身分の取扱いというところがございまして、一般的にどのような調整方針でなされているかということでございますけれども、 から まで5点程ございます。読み上げさせていただきますが、 では市長のほか、常勤の特別職として助役（副市長）、教育長を置く。

それから、アといたしまして、任期は、各法令の定めるところによる。

イ 報酬は、現行報酬額を基に調整する。

といたしまして、議会議員の報酬は、現行報酬額を基に調整する。

ですが、行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬額は、現行額をもとに調整する。

になりますが、審議会・委員会の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

アとしまして、現に両市町に設置されており、新市においても引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。

イ 一方のみに設置されているものは、新市において速やかに調整する。

ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

になりますけれども、その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置するということで、ご協議をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

福光委員長：ただいま事務局の方から説明をいただきまして、調整の方針の例として5点挙げさせていただいておりますが、7月15日に皆様方にお配りをしております特別職の身分の取扱いについての資料をご覧になっておられると思いますけれども、さまざまに審議会、或いは委員会といったような付属機関がございます。それらについても報酬も含めて記載をしておりますので、ご覧になっていただければおわかりになると思いますが、これらについて、特別職の身分の取扱いについてご意見があれば、また或いはお尋ねしたいことがあれば、発言をしていただきたいと思います。

皆様のご承知のように、特別職の給与、報酬につきましては、いわゆる報酬審議会というものがございまして、そこに諮って決めていくという、これまでの取り決め、流れでございますので、私どもが特別職の報酬について言えることは、現行報酬額をもとに調整するという程度にとどめておくしかないのかなと思いますけれども、そのことでよろしいかどうか。任期は当然法令に定めておりますし、常勤特別職は収入役は置かないというふうに、先の両首長の合意の中で出されておりますので、助役として両自治体、旧自治体毎に助役を置くと、副市長を置くと取り決められております。そのことについての確認ということになります。そのことでよろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それでは、常勤の特別職としては助役、副市長ですね、教育長を置くということ。それから、任期については法令に定める４年間ということですね。定めるところによると、報酬は現行報酬額をもとにして調整をしていただくということに結論として、よろしゅうございますね。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：副市長としてという立場で、助役は旧自治体にそれぞれ置くということで確認はよろしゅうございますね。

議会議員の報酬については、これもまた報酬審議会に諮らなければなりません。議会が勝手に決めることもできませんし、市民が高すぎるのではないかと言っても、報酬審議会で決めるということですので、このことも現行報酬額を基に調整するということがよろしゅうございますね。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：行政委員の数、任期、これも新しい市になったからといって幹事長、数が変わるというようなことがございますか。そういった事例がありますか。

中西事務局次長：前回おつけしました表の中で、一部ちょっとページが打ってございませんでしたが、後ろの方に参考につけた資料がございます。

中西事務局次長：後ろから３枚戻っていただきますと、それぞれの委員会の委員数について記載をさせていただいておりますから、こちらをご参考にいただければと思いますが。

福光委員長：新設合併の場合の身分の取扱いですね。

中西事務局次長：はい。

福光委員長：はい、どうぞ幹事長。

今幹事長：今、事務局から説明いたしました行政委員会の概要という表、８ページですけれども、横長の表になっておりますが、その中に法で決められる数が書いてありまして、農業委員会の欄が不定となっております。これは法で新設の場合は２０名以下と、こういうふうになっておりますので、この不定のところは２０名以下と加えていただきたいと思います。

それ以外は、ここに記載してあります、法で決められました人数ということに相なると思います。

福光委員長：法で定められた人数ということになれば、合併して新市になった場合、



今、名寄市が置いている数と同じということで理解していいですか。その増減がありますか。そのところ、ちょっと説明してください。

中西事務局次長：3ページと8ページの比較になります。  
教育委員につきましては、現名寄市の場合は4人ですね。

福光委員長：5人ではないのか。

中西事務局次長：このほかに教育長がございますので5人いらっしゃる。

福光委員長：教育長入れて5人でしょう。教育長も当然教育委員だから5人でいいと思うのですが。

中西事務局次長：そうです。委員会の委員の数なので5人になります。  
それから、選挙管理委員会につきましては4人、合併後についても同じ数になります。  
それから、公平委員会は3人3人で同じ数ですね。  
それから、監査委員につきましても、これは3人以内だったと。25万以上の市は4人で、市は条例で3から2の間ということになっておりまして、名寄市では2人置いております。

それから、農業委員会の数につきましては、別にちょっと資料をつけたと思いますが、後で説明をさせていただきたいと思います。固定資産の評価委員の方につきましては、3人以上と法で定めがございまして、名寄市の場合は現在3人置いているということでございます。

福光委員長：そうすると、教育委員が1名増えるということ。

中西事務局次長：いいえ、増えません。

福光委員長：だから5人でいいのですね。教育長含んで5人ということですね。

中西事務局次長：そういう意味です。  
現在の名寄市の状態と、ほとんど差がないとお考えいただければと思います。

福光委員長：ということで、委員の数、或いは任期につきましては、いわゆる法令に定める資料にございますような数になるというところで、法令に定めるところによるということによろしゅうございますね。

報酬額については、現行額をもとに調整すると。恐らく報酬額は違うのがございますね。それは、いわゆる報酬審議会で改めて議論をするということで、現行額をもとにして調整するというところによろしゅうございますか。

更に審議会、委員会の附属機関ですけれども、両市町で置いてあるところと置いていないものがありますか。このとおりでよろしゅうございますか。

そうしますと、3点にわたって原則として統合すると。それから、片方にあって片方ないものについては、速やかに調整すると。人数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。これはでこぼこはあると思いますけれども、それは改めて新市の中で検討して調整をするということで、よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：では、そのように決定をさせていただきます。

その他の特別職についてですけれども、これはどういうものがありますか。

中西事務局次長：前回の特別職の身分の取扱いについてというところをお開きいただきたいと思うのですが、2ページからずっと上の方に、常勤の特別職に対する具体的内容というのを書いております。そこで5ページの右側を見ていただきたいと思います。その他の特別職として、このときの区分が法令に定める審議会、委員会と、そのほかの部分として、その他の特別職というふうに区分けして記載をしておりますので、ご覧いただければと思います。

区分として、前のページに戻っていただきまして、3ページをご覧いただきたいと思うのですが、審議会、委員会の区分でございますよね。ここでは法的に必置の部分についての調整内容と、それからその他審議会、協議会の中でも必置でないものという区分の中でその他の特別職と記載をしていると、そういう区分けでございます。

福光委員長：その他の特別職というのは、何があるのかということなのですよ。

中西事務局次長：5ページに記載をさせていただいているとおりでございます。

福光委員長：審議会委員でいいのではないの。その他の審議会、委員会というくりで片付きませんか。事務局の説明では、そのような説明ですけれども、ご理解いただけますね。紛らわしいという意見はありますけれども。こういう分け方をしなければならぬということですね。

中西事務局次長：はい。地方自治法の中での区分表現でございますので、協議会の中で定める事項になっておりまして、こういう事になります。

福光委員長：それでは、そういうことでございますので、その他の特別職という言い方になるのか、そういう何というのですか、言い方しかないのですね。

中西事務局次長：はい、このとおりにさせていただきたいと思います。

福光委員長：わかりました。

それでは、その他の特別職については、引き続き必要なものは新市で置くと。任期や報酬額はまた調整して、新市において新たに設置するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、特別職の身分の取扱いC - 1につきましては、そのように決定をさせていただきます。

はい、どうぞ、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：ちょっと遅れてしまって恐縮なのですが、この2番目の議会議員の報酬の部分なのですが、この協議の中で在任特例を使うということに伴っての書き込みというのは必要ないのでしょうか。幹事長いかがでしょうか。

福光委員長：はい、幹事長。

今幹事長：在任特例を使うことによって、その報酬は議論いたしましたけれども、その報酬を決めるのは、決める機関別にあるということで、この協議会の議論の結果は申し送ると、こういうことしかないわけにありますので、ぜひ調整をするというところに全部含んでいるとご理解いただきたいなと思っています。

尚、この場で決めるのがふさわしくないものですから、例えば委員長なら委員長の見解として申し送りをすると、こういうようなことで扱っていただけのが一番いいのではないかと思います。

福光委員長：この小委員会で確認をされた在任期間の1年間については、現行報酬どおりとすると私も確認をいたしましたね。それを報酬審議会に申し送って、それで報酬審議会で最終的に決定をしていただくというような流れということでよろしいのですね。ご理解いただけましたか。

それでは、改めて確認をさせていただきますが、特別職の身分の取扱いについては、このようにさせていただきますということで決定をさせていただきます。

C - 5の慣行の取扱いなのですが、このことについて若干事務局の方から説明ください。

中西事務局次長：慣行の取扱いでございますが、こちらは7月29日にお諮りしております。合併協定項目のC - 5ということになります。このときご説明させていただきましたけれども、合併によりまして、それぞれの法人格がなくなりますので、新市においての今までのものについて、どのように取り扱うかということをご協議していただく必要がございます。

今日お配りしております資料でございますけれども、同じく3ページのところのC - 5というところで慣行の取扱い、一般的な調整方針の例ということでございますけれども、市章、市の木、花、市の鳥、市の技などにつきましては、新市において調整すると。

市民憲章及び各種宣言については、新市において検討する。

それから、国内外との交流事業は、新市において調整する。

4番目といたしまして、名誉市・町民、市・町民栄誉賞、それから文化賞及び功労賞については、新市において継続する。

それから、5番目として出初め式や成人式など各種式典は、新市において調整する。このような内容でお諮りをいただければと考えております。

福光委員長：今、事務局から説明がありましたけれども、大方、新市において検討したり調整したりというようなことに、最終的には結論を出さなければなりません。しかしこの小委員会としてのそれぞれの委員の皆さん方の意見としてどうあるのか、そのあたりを若干発言していただければと思いますが、発言ございませんか。

はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤ですが、この3番目なのですが、それぞれの市、町が外国も含めて交流を進めてきているわけですが、これは特例区とも関連するかと思うのですが、風連町の場合については杉並との交流があるわけですが、非常に活発に交流を続けてきているわけで、その辺を、特例区との兼ね合いをどういうふうにするかということで、ちょっと特例区としての扱いがいまいち見えてこないのかなと思うのですが、如何なものでしょうか。

福光委員長：佐藤委員のご発言は、いわゆる交流事業は特例区としての事業として位置づけるといった意味な発言ですか。

佐藤委員：そういう限定的なことではなくて、特例区としても考え得る部分ではあると、文化的な部分としてですね。

ですから、すべて新市として一律的に協議することがよろしいのか、或いは特例区も含めて、これから特例区の部分も協議を進めていかなければならないという状況の中で、その辺をどういうふう調整、判断していくかということです。

福光委員長：事務局の方から、はい。

中西事務局次長：慣行の取扱いにつきましては、新市の新しい制度のもとで、いろいろご検討いただく部分になるのかなと考えております。今の国内外の交流事業でございますが、合併特例区の中でも項目として置いております。

それで、ここの内容について調整するという言葉を使わせていただいたのは、継続するというで新市に全部引き継ぐのではなくて、中で調整していただいて特例区でやるもの、それから地域自治区でやるもの、そういう区分をしていきたいと考えているところでございます。

福光委員長：幹事長、発言ありますか。

今幹事長：今、事務局から説明したとおりなのでありますけれども、ただ、このところはずっと議論になるところでありますし、特区との関係ですね。それぞれ議論しましたので。例えば新市において継続するなら継続するというふうに、きちっと謳った方がどうかと。あと中身で特区でやるか、自治区でやるかを調整するという意味を含めた方がいいかなと思っておりますが、どうでしょうか。

福光委員長：今幹事長の方からその意見が出ましたけれども、この文言についても若干修正を加えた方がいいのではないかとということですが、よろしゅうございますか、それで。特区との関係は調整すると、特区の事業とするのかどうかというのは、調整が必要だということではありますが、交流事業は新市において継続をする。

それから、もうひとつ調整するというものがありますね。特区との関係で。それも文言に入れるということですね。よろしいですか。どうでしょう。継続するだけでよろしいですか、この小委員会としての結論としては。国内外との交流事業は、新市において継続するというので、佐藤委員の方はご理解いただけますか。

はい、中西事務局次長どうぞ。

中西事務局次長：文言の使い方で、3番のところなのでありますけれども、国内外の交流事業につきましては、新市において継続し調整するというような言葉で、そうしなければ新市に全部一旦入ってしまうというか、新市の交流事業になるかなというふうに文面上思われるものですから。今の場合、特例区の部分等々ございますので、言葉とし継続し調整するというような言葉で如何でしょうか。

福光委員長：如何でございますか。

では、そのように文言の修正をお願いいたします。

はい、高見委員どうぞ。

高見委員：時間のない中、経過している中すいません。

今の議論、全くそのとおりで、それは結構なのでありますけれども、例えば今の特別職の関係なんかも含めてですけれども、新たな市が誕生をしたときに、もう既に条例整理をしておかなければならない課題がありますよね。例えば先程の職員の給与の問題だとか、或いは特別職の報酬問題等についても、どちらかの例によって整理をしておかなければならない。その後、報酬審議会なり何なりで具体的な、それが是とするのか否とするのかという議論になってくる。是とするというのはおかしいですけれども、そういう部分があるのではないかなと思われるのですよ。

ですから、新市にという言葉に、今言うようなシビアな話でいくと、どういうふうに理解したらいいかというものが、かなり出てくるのかなと思うのですけれども。これは専決処分か何かで整理してしまう、或いは議会…。

福光委員長：議会にかけるときどうするのかということになりますね。

高見委員：なるのか、ちょっとそこら辺すいません、ちょっとわからない部分が…。

福光委員長：3月31日までに合併をするということですから、合併してどの段階で議会にかけるのか、議会が通らないことにはどうにもなりませんよね。専決で処分をするということですか。ちょっと幹事長の方から、そのあたりのところを。

今幹事長：どうしても合併をしてすぐ条例に基づかなければならないものについては専決処分になります。それは職務執行代理者という名称だと思いましたが、その人の専決処分で行います。

それから、慣行のような場合には、その後の例えば条例が必要だったら条例で決めていくと、新しい議会で決めていくと、こういうことになると思います。

福光委員長：はい、どうぞ高見委員。

高見委員：そういうことかと思うのですよね、専決処分をしていくと。

従って、それは何というのですかね。合併協議会の中でそうした議論の場が出てくるということになるのでしょうか。つまり、どちらかの例によるという決め方を例えば条例上していった場合、専決処分をしていくときに、議会というわけにいかないと思うから、合併協議会の中でその議論を経て専決処分をしていくということなのかどうなのか。先程の特例区の関係は、私は最大限特例区の中でいろいろな行事というか、できる部分については制度設計の中できちっと議論をしていけばいいことではないかと思しますので、そのことにはあれですけども、ちょっとそのことを聞いて矛盾というか、ちょっと条理を感じたものですから、すいません。

福光委員長：幹事長、その点。

今幹事長：合併協議会で結論を得たものについてのみ専決処分できるということでは理解しております。

従って、合併協議会で結論得ないものを代理者が専決処分するということは不可能だと思っています。

福光委員長：その確認をさせていただいたということで、よろしゅうございますか。

慣行の取扱い、これらの問題について他に発言がございませんか。すべて新市で検討したり調整したりするということになっておりますが、意見を加えるということはいかがでしょうか。

はい、幹事長どうぞ。

今幹事長：私から質問は変ですけれども、ちょっと教えてください。

の名誉市・町民、市・町民荣誉賞云々というところは、今まで風連町の名誉町民、名寄市の名誉市民、或いは同じなのですけれども、これらについては新市においても意味を含めて継承していくと、こういう継承というのは例えば文化賞を受賞した人はこういう人ですよということで、ずっと継承するというでいいのかどうかということですが、

福光委員長：はい、中西事務局次長どうぞ。

中西事務局次長：ここに記載の部分につきましては、既に受賞されていた方につきましては、その時点で法人格がなくなるということで切れるということではなくて、それらの方については新市においても引き続きそのまま、多分年金までもらっている方は少ないかと思いますが、そういう方々もいらっしゃいますので、そういう方は新市においても引き継いでいかなければならないということで、この文言を入れております。

野本委員：それは条例整備のうえでということですか。

福光委員長：条例整備をしてからということで、よろしいのですか。

中西事務局次長：これは、例えば年金等々を受けていられる場合については継続性が必要になりますので、ちょっと調べなければわからないと思いますが、条例ですか、専決処分ですかということになるかと思いますが、いずれにしてもその部分は、条例化は必要な部分だと思っております。

福光委員長：名誉町民、名誉市民それぞれ年金が、風連の場合33万、名寄が60万と。名寄の場合は石川義雄さんがもらって亡くなりましたので、今は誰もいないと思いますが、風連町の方は今はおられないとなれば、現行の年金をもらっている方はおられないということですから、新市になってからそこで調整をして、年金の問題についても調整を図らなければなりませんね。条例化をするときに、その年金の調整もしてもらうということになるかと思えます。

市章や市の木あるいは花、鳥、技などの新市において調整することについてなのですが、そのことについて委員として何か一言言っておきたいというようなことがあれば、お伺いをさせていただきたいと思えますけれども、はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：ひとつのまちのシンボルにそれぞれなるものですから、やはり公募という形で、それぞれの町民、市民の願い、思いを受けとめる、そういうふうにして、是非決めていった方がいいのではないかと。名寄のもの、風連のものと言わないでというふうを考えます。

福光委員長：この市章の問題も今、或いは市の木その他についても新市において調整

をするということになっておりますけれども、委員としては公募ということを取り計らってほしいという意見が出されましたので、そのあたりのところを受けとめていただいて、新市で調整をしていただくということにさせていただきたいと思っておりますけれども、それは意見として付せますか。

中西事務局次長：事務局ですが、委員長さんの部分でいうと附帯意見としておつけいただくのは差し支えないかなと思っておりますが、新市の市章等につきましては、新市の決める組織を多分つくることになろうかと思っておりますし、その中で公募するかどうかという部分が織り込まれてくるのかなと思っておりますし、その中で意見反映をしていく、合併協議会としてはこういう意見がありましたとお伝えするのは、委員会としてお伝えするのは差し支えないのかなと思っておりますけれども。

福光委員長：先程の委員長として意見を付したものがあありますね。それと同じように今回の市章やその他の問題については、できるだけ公募でやっていただきたいと委員長の意見を付していきたいと考えておりますので、そのように受けとめていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますね。

中西事務局次長：はい。ちょっと歯切れが悪くて申し訳ございませんが、新市の方でどういう組織で決めるか、例えば審議会なり、策定委員会なりを、別な組織ができるものですから、その中で委員長が、合併時にこういう意見がありましたというものを付していただければと思います。

斉藤委員：検討していかなければならないと思うのですよね。それは、できれば合併前にでも議論してもらえばいいけれども、そうはいかないわけですから、表現としてはこんなところでいいのではないですか。そして良識ある、それは当然検討委員会で良識ある結論というか、方向づけをしていただくことになるのではないのでしょうかね。

そういう例えば今の1だけつけていったら、2の部分についても今言うように、広く市民の意見を集約して検討委員会等でやれとか、そういう言葉も出てくるかもしれませんから、この表現で柔らかくていいのではないですか。

福光委員長：個人の委員がね。  
今幹事長どうぞ。

今幹事長：この心は、慣行は継続するという部分を除きまして、調整するという部分はほとんど白紙にして、それからスタートと、こういう心なのです。

従いまして、その白紙にしてスタートというのは、先程どなたか言っていましたけれども、旧市町村のものは使わないで白紙で行きましょうというふうに、ここは理解をしていただいて、方法は先程事務局の言うように、新しい市で生まれた委員会か何かで決定していただくと、こういうふうに押さえていただければ結構だと思いますが。



福光委員長：ちょっと、暫時休憩します。

（暫時休憩）

福光委員長：再開をします。

慣行の取扱いについては、この資料にある5項目について決定ということで、この文言どおり決定をするということによろしくお願いしますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：はい。それでは、そのように決定をさせていただきます。

時間が8時半になりました。C-6の国民健康保険事業の取扱いについて、これはちょっと時間をかけなければならない問題がまた出てくるのだろうと思いますが、いかが諮りますか。次回に引き継ぎますか。これ以降は次回ということによろしいですか。

（「はい」との声あり）

福光委員長：それでは、今日のところはここまでということでさせていただきたいと思います。

今回は、先程、継続にさせていただきました地方税の取扱い、これについては一定程度たたき台も出していただくということでございます。

あとC-6の国民健康保険事業の取扱い以下については、次回に議論をさせていただきたいと思います。この国民健康保険事業、或いは介護保険事業の取扱いについても一定程度、両首長の考え方というものも次回には示すことができるのではないかと思いますけれども、幹事長どうなのですか。

今幹事長：両首長の考え方をいきなりということにはならないと思います。やっぱりある程度この場での議論というのは、非常に重視されるべきだと考えております。

福光委員長：はい、わかりました。

それでは、そのように次回、十分な時間をとりながら議論をしていきたいと考えております。

#### 4. 次回の小委員会の開催について

福光委員長：それで、次回の日程の設定でございますけれども、9月13日月曜日、風連町で行いたいと思いますけれども、先程、正副委員長で調整をさせていただきましたが、皆様方のご都合、支障なければ、そのようにさせていただきたいと思いますが、よろしくごさいますか。

林さん、欠席になりますか。大丈夫ですか。はい。

9月13日6時から風連町において開催をするということで、場所などについては後日また事務局の方からご案内が行くと思います。

冒頭申し上げましたように、9月は下旬にもう一度開催をしたいと考えますが、先程、

今幹事長から次々と出てくるという話がありました。議論をしなければならない課題がたくさんありますので、10月に入りますと私は3回で済まないのではないかと考えております。

それで、時間についても夜という形でなくて、昼間にじっくり議論をしたいというふうに考えて、委員長としては思っておりますので、それらも次回、皆様方と調整を図りながら進めていきたいと考えております。基本的な考え方は9月下旬にもう一度、13日以降開きたいと考えておりますので。

斉藤委員：次回の資料、C - 9、C - 10、11、12など出せるのでしょうか。

福光委員長：そのあたり事務局どうですか。今日のところまではC - 7までなのですから。

中西事務局次長：余り今日一遍に出しても実は思っておりまして、できたものからどんどんお出しするような形になるうと思っておりますし、事務局の予定といたしましては、今、事務事業の一元化をやっておりまして、この後、調整方針等々が揃ったものについては、この会議の中でお諮りしなければならないものにつきましてはお諮りしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

福光委員長：恐らく事務局の方では税や国保、介護保険の取扱いで、かなり議論が長引くのではないかと予想をした考え方でいるのではないかと思いますけれども、いずれにしても逐次資料を出していただくということにさせていただきます。

はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：出来れば1日前でもよろしいのですが、資料をいただければ。

福光委員長：資料送付ということにしましょうか。事前送付、よろしゅうございますか。

中西事務局次長：今までの分につきましては、資料の出が遅れてしまいまして、ご迷惑をおかけしていると事務局も感じております。

最初にこの協議会を立ち上げるときに、資料につきましては事前に配付したいと、努力したいと申し上げておりますので、その方針でまいりたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

福光委員長：はい、どうぞ佐藤委員。

佐藤委員：確認なのですが、新市がスタートするとした場合、最終的に18年3月31日ですよね。4月1日ではないですよね。現行でいきますと。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：いつにやるかというもう少し時間をいただいて、コンピューターの関係で、月曜日がいいのか金曜がいいのかという選択肢がありますので、それについてはもう少しお時間をいただきたいと思います。日にちもはっきり決めたいと思っております。大安も含めて。

佐藤委員：遅くとも18年3月31日付でスタートしてというのが現法の中ではタイムリミットですね。

福光委員長：日にちについては、きちっとこの委員会で決めなければならないですね。それが、いわゆる11月末までぐらいには、もうはっきり、あるいは10月末までにははっきりするということですか。住民説明会やるまでに、大体私どもの方も決定しなければならないと考えてよろしいですね。はい。

齊藤委員：3月31日ということですか。

佐藤委員：恐らく4月1日にはならないということですね。

福光委員長：年度を越えないということですね、はい。

## 5. 閉 会

福光委員長：それでは、今日のところは、以上で終わりたいと思います。次回は9月13日6時からということで開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。ご苦労さまでございました。